

市有公共建築物耐震対策事業計画

平成 21 年 3 月 策定

平成 28 年 9 月 改訂

令和 3 年 6 月 改訂

焼津市

1 背景

本市では、「焼津市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物の計画的な耐震化促進に向けた基本的な方針として、平成 21 年 3 月に「市有公共建築物耐震対策事業計画」（以下「耐震計画」という。）を策定した。

この耐震計画に基づき、平成 27 年度末までに耐震化率 100%を目指し、小学校、中学校等の義務教育施設の耐震対策を優先して行い、平成 25 年度末に全ての義務教育施設の耐震対策が図られたが、東日本大震災以降、津波避難タワーや津波避難階段等の整備が重点政策として行われるなど、財政状況、社会状況などの変動への対応や計画の進捗管理において、耐震計画の見直しを行う必要があったため、平成 28 年 9 月に改訂を行った。この改訂では、建築物の構造に関する耐震対策を計画するとともに、東日本大震災において、体育館、劇場等の大規模空間を有する建築物の天井の脱落被害が多くみられたのを受けて、大規模空間を有する建築物の吊り天井脱落対策も計画した。

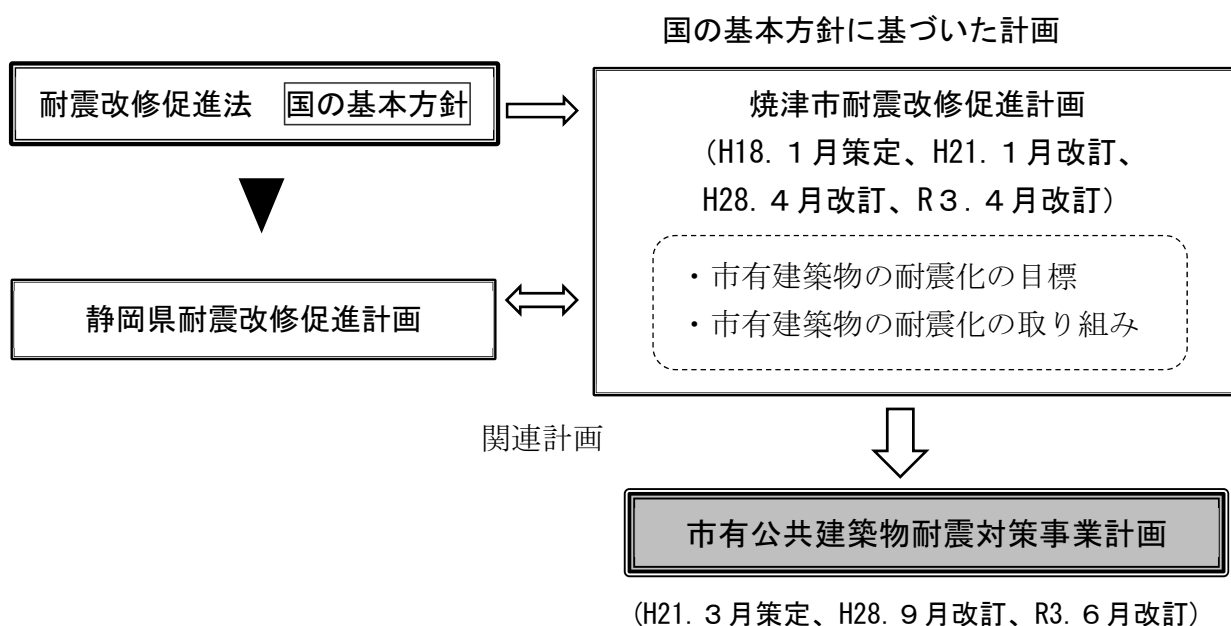
今般、耐震対策の目標年度を迎えることから、耐震化の現状や財政状況、社会情勢の変化を踏まえ、耐震計画を改訂するものである。

2 目的

耐震性能が劣る市有建築物について、耐震対策を計画的に行い、地震発生時の市民の安全確保、避難所の確保、復旧活動拠点の機能維持・発揮等を目指す必要があることから本計画を策定する。

3 位置づけ

この耐震計画は、「焼津市耐震改修促進計画」に基づき市有建築物の耐震化に関する基本的な方針を定め、計画的に耐震化を図るものである。



4 対象建築物

この耐震計画では、建築物の構造に関する対策（以下「構造耐震対策」という。）と大規模空間を有する建築物の吊り天井脱落対策（以下「特定天井対策」という）について耐震対策を計画する。

（１）構造耐震対策の対象

「焼津市が所有する公共建築物の耐震性能リスト」（防災計画課公表）に基づき、都市機能上重要な建築物及び延床面積200平方メートル以上の建築物【306棟】のうち、耐震性が十分でない建築物【11棟】及び耐震診断が未実施の建築物【1棟】を対象とする。

耐震性が十分でない建築物一覧【11棟】

施設名	棟名	建築年	延床面積(m ²)	耐震性能ランク	避難所
1 道路河川維持事務所	事務所	S47	31.56	Ⅲ	
2 道路河川維持事務所	事務所	S56	28.06	Ⅲ	
3 道路河川維持事務所	車庫	S47	189.00	Ⅲ	
4 すみれ台住宅団地下水処理場	管理棟	S45	50.00	Ⅲ	
5 すみれ台住宅団地下水処理場	処理棟	S45	246.00	Ⅲ	
6 豊田公民館	公民館	S55	917.33	Ⅲ	○
7 総合グラウンド	陸上競技場スタンド	S54	1,118.36	Ⅱ	
8 焼津体育館	管理部分	S39	437.50	Ⅲ	
9 焼津体育館	アリーナ部分	S39	997.50	Ⅱ	
10 つつじ平住宅団地下水処理場	管理棟	S48	72.83	Ⅲ	
11 つつじ平住宅団地下水処理場	処理棟	S48	306.00	Ⅱ	

※△は津波避難ビル

耐震診断未実施の建築物一覧【1棟】

施設名	棟名	建築年	延床面積(m ²)	耐震性能ランク	備考
1 道路河川維持事務所	車庫	S55	46.15	未診断	

(2) 特定天井対策の対象

焼津市地域防災計画に位置付けられた、災害時に重要な機能を果たす施設（避難所及び救護所に指定されている施設）のうち、建築基準法施行令第39条第3項の規定（6 m超の高さにある、200㎡超、質量2 kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの）を満たすものとする【8施設10室】。なお、小中学校（4施設5室）については平成27年度に、総合福祉会館は令和元年度に対策は完了している。

対象施設一覧（8施設10室）

	施設名称	諸室名称	延床面積 (㎡)	天井高 (m)
1	保健センター	集検ホール	330	7.85
2	焼津文化会館	大ホール	840	14.50
3	焼津文化会館	小ホール	464	8.00
4	総合体育館	メインエントランス	287	7.95
5	総合福祉会館	多目的ホール	実施済み	
6	焼津東小学校	屋内運動場		
7	大井川東小学校	屋内運動場		
8	大井川南小学校	屋内運動場		
9	大井川中学校	屋内運動場		
10	大井川中学校	武道場		

5 耐震化の現状

(1) 構造耐震対策の対象施設の現状

令和2年度末時点で対象となる市有建築物の総数は306棟で、うち、耐震性のある建築物は294棟であり、耐震化率は約96.1%となっている。また、焼津市地域防災計画において避難所に指定されている建築物の耐震化率は98.1%、津波避難ビルに指定されている建築物の耐震化率は100%となっている。

対象建築物の耐震化の現状（令和2年度末時点）

種別	耐震性あり	耐震性が十分でない	未実施	総計D =A+B+C	耐震化率 A/D
	A	B	C		
対象建築物	294棟	11棟	1棟	306棟	96.1%
うち避難所	53棟	1棟	0棟	54棟	98.1%
うち津波避難ビル	106棟	0棟	0棟	106棟	100%

※避難所は、地域防災計画における風水害避難所、土砂災害避難所及び福祉避難所。

※津波避難ビルは、地域防災計画における津波避難ビル。

耐震性あり	<ul style="list-style-type: none"> ● 昭和56年6月1日以降に着工されたもの（新耐震基準建築物） ● 昭和56年5月31日以前に着工されたもの（旧耐震基準建築物）で耐震診断等の結果、耐震性能があったもの、又は耐震改修を行ったもので耐震性能ありとなったもの
耐震性が十分でない	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧耐震基準建築物で、耐震診断の結果、耐震性能が劣る又はやや劣るとなったもの及び耐震診断未実施のもの
未実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震診断未実施のもの

(2) 特定天井対策の対象施設の現状

令和2年度末時点で対象となる施設の総数は8施設10室で、うち、対策済みの諸室は5施設6室、実施率は60.0%となっている。

天井脱落対策の実施状況（令和2年度末時点）

種別	実施済(A)	未実施(B)	総計(C):A+B	実施率:A/C
対象諸室	6室	4室	10室	60.0%

6 事業計画

(1) 構造耐震対策

① 実施方法

実施方法は、次のいずれかの手法により実施するものとする。ただし、実施にあたっては公共施設マネジメント、財政状況等を考慮する。また、財政状況・社会状況などの変動への対応や計画の進捗管理において、必要に応じて見直しを行うこととする。

補強	旧耐震基準の建築物を補強により必要な耐震性能にする
改築等	旧耐震基準の建築物を全部解体または部分的に解体し、新耐震基準の建築物を建設または再整備する
解体	既存の建築物を解体する
使用停止	既存の建築物の使用を停止する
売却	既存の建築物を売却する

② 耐震対策の優先順位付け

耐震対策の優先順位付けは、「別表1」及び「別表2」による。

別表1 建築物の用途分類

類	用途	分類区分	
		常駐	無人
A類	災害時の拠点となる建築物	A①	A②
B類	多数の者が利用する建築物	B①	B②
C類	市営住宅	C①	C②
D類	その他主要な建築物	D①	D②

※用途の分類は、「焼津市耐震改修促進計画」の分類に基づく。

※「常駐」は人の利用が常時あるもの、「無人」は人の利用が常時無いもの。

別表2 構造耐震対策の総合順位

1位：耐震性能ランクⅢかつA①	7位：耐震性能ランクⅡかつC①又はD①
2位：耐震性能ランクⅢかつB①	8位：耐震性能ランクⅢ又はⅡかつA②
3位：耐震性能ランクⅢかつC①	9位：耐震性能ランクⅢ又はⅡかつB②又はC②
4位：耐震性能ランクⅢかつD①	10位：耐震性能ランクⅢ又はⅡかつD②
5位：耐震性能ランクⅡかつA①	11位：耐震診断未実施
6位：耐震性能ランクⅡかつB①	

※11位の耐震診断未実施の施設については、耐震診断後に各順位に位置付ける。

【参考】別表2に基づく対象の建築物

○耐震性能ランクⅢかつA①の施設：該当なし

○耐震性能ランクⅢかつB①【2棟】

施設名	棟名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	Is/ET 値
焼津体育館	管理部分	S39	RC	437.50	0.26
豊田公民館	公民館	S55	S	917.33	0.43

○耐震性能ランクⅢかつC①：該当なし

○耐震性能ランクⅢかつD①：該当なし

○耐震性能ランクⅡかつA①【1棟】

施設名	棟名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	Is/ET 値
総合グラウンド	陸上競技場スタンド	S54	RC	1,118.36	0.81

○耐震性能ランクⅡかつB①【1棟】

施設名	棟名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	Is/ET 値
焼津体育館	アリーナ部分	S39	S	997.50	0.43

○耐震性能ランクⅡかつC①又はD①：該当なし

○耐震性能ランクⅢ又はⅡかつA②：該当なし

○耐震性能ランクⅢ又はⅡかつB②又はC②：該当なし

○耐震性能ランクⅢ又はⅡかつD②【7棟】

施設名	棟名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	Is/ET 値
すみれ台住宅団地下水処理場	管理棟	S45	CB	50.00	0.07
すみれ台住宅団地下水処理場	処理棟	S45	S	246.00	0.07
道路河川維持事務所	車庫	S47	S	189.00	0.28
道路河川維持事務所	事務所	S47	S	31.56	0.43
道路河川維持事務所	事務所	S56	S	28.06	0.43
つつじ平住宅団地下水処理場	管理棟	S48	CB	72.83	0.30
つつじ平住宅団地下水処理場	処理棟	S48	S	306.00	0.81

○耐震診断未実施【1棟】

施設名	棟名	建築年月	構造	延床面積 (㎡)	Is/ET 値
道路河川維持事務所	車庫	S55	S	46.15	—

※「無人」の施設に該当する。

③ 目標

「焼津市耐震改修促進計画」（令和3年4月改訂）及び「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」の「市有建築物の耐震化」が令和7年度末までに100%とする目標に基づき、令和7年度末までに耐震化率100%とする。

（2）特定天井対策

① 実施方法

実施方法は、天井の設置状況や劣化の状況等を踏まえた施設毎の耐震改修方針に基づき実施することとなるが、実施方法は下表を基本に実施する。ただし、実施にあたっては公共施設マネジメントの考え方や財政状況等を考慮する。

ア 撤去による改修	施設の機能上、吊天井の撤去が可能な施設については、原則として撤去による改修とする。
イ 撤去及び新設による改修	施設の機能上、吊天井の撤去のみでは支障となる施設については、原則として撤去及び新設による改修とする。
ウ 落下防止措置による改修	使用期間が限定された施設や、ア又はイによる改修を行うことが著しく困難な場合など、施設の事情によりネット、ワイヤ又はロープ等の設置による落下防止措置の改修とする。また、補強改修技術の動向に応じて、適宜その他の手法を採用する。

② 目標

「焼津市耐震改修促進計画」（令和3年4月改訂）及び「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」の「市有建築物の吊り天井脱落防止対策の推進」が令和7年度末までに100%とする目標に基づき、令和7年度末までに対策の実施率100%とする。